

## 認知したいじめを速やかに解消した事例2（小学校第6学年女子）

### ～いじめ問題対策チームによる組織的な対応～

#### 問題の把握

当該児童は、日常的に友人に対するきつい言動があり、仲のよかった女子グループから距離を置かれたり、別の女子児童から悪口を言われたりするようになった。当該児童が10月初旬から家庭で体調不良を訴えるようになり、異変に気付いた保護者が当該児童からいじめを受けていることを聞き、担任に相談した。学校は10月中旬からいじめを認知し解消に向けた対応を進めた。

#### 対応状況

〔対応の経過〕

##### 即時的な対応

- 情報収集
- 指導方針等の決定
- 関係児童及び保護者への具体的な対応

##### 中期的な対応

- 各学級での指導
- 当該児童の居場所づくり
- 定期的な家庭訪問

##### 長期的な対応

- 家庭との連携
- 関係機関との連携

#### 〔組織的な対応〕

- ・いじめの認知後、いじめ対策委員会内の対策チームで、いじめの経緯等について事実確認を行うとともに、指導方針及び具体的な対応について検討した。
- ・校長は職員会議で全教職員に対して指導方針等を示し、対応についての共通理解を図った。

#### 〔関係児童及び保護者への対応〕

- ・教頭と担任は当該児童の家庭を訪問し、保護者に学校の指導方針及び具体的な対応について説明し理解を得た。
- ・加害児童の保護者に対しては、校長と生徒指導主事からいじめの事実及び学校の指導方針を伝え、家庭での指導について依頼した。
- ・担任と生徒指導主事は加害児童の思いを受け止めた上で「どのような理由があっても、いじめは絶対に許されることではない」ことを指導するとともに、問題が発生した時には担任等に相談するよう伝えた。

#### 〔各学級での指導〕

- ・各学級で児童の発達の段階に応じて、いじめの事実を伝え、仲間を思いやり尊ぶ気持ちの大切さとともに、いじめの加害者や観衆にならないための仲間との望ましい人間関係づくりについて考えさせた。

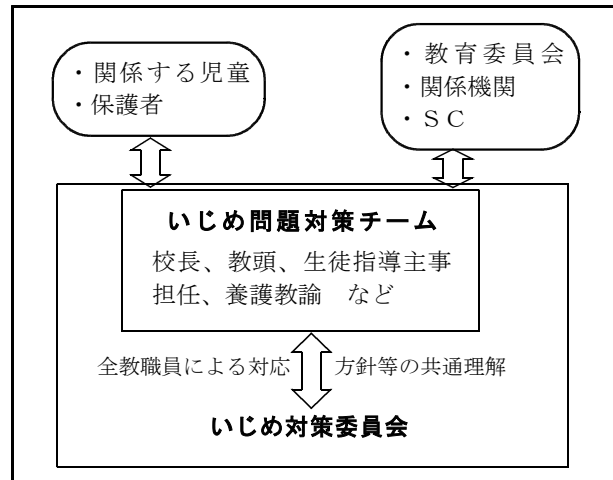
#### 〔安心して過ごせる居場所づくり〕

- ・当該児童が教室に行くことができない場合を考慮し、保健室等の別室を用意するとともに、担当の教員を配置し、当該児童が落ち着いて生活・学習することができるよう配慮した。
- ・教育委員会がスクールカウンセラーの派遣を要請し、当該児童の心のケアを継続的に進めた。
- ・全教職員による「いじめは絶対に許されない」ことを徹底して指導することにより、全校的にいじめを許さない気運が高まった。
- ・当該児童は、いじめが解消し、保健室等での別室登校を経て、教室で生活・学習できるようになった。

#### 〔関係機関との連携〕

- ・養護教諭が保護者から当該児童に鬱傾向がみられるとの情報を得たことから、保護者に対して医療機関での受診を勧めた。
- ・教育委員会を中心に学校、家庭、スクールカウンセラー、医療機関が連携して対応を進める。

〔対応図〕



#### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、児童生徒の問題行動等に関する情報の収集や記録、共有などを図り、学校の実情に応じた取組を全教職員の共通理解の下で進めること。
- ・「生徒指導の3つの機能」を生かした学習指導の工夫改善を図り、児童生徒が主体的に参加する授業づくりを進めること。